

（午後1時45分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、2番 垣内君。

〔2番（垣内憲一君）登壇〕

○2番（垣内憲一君）議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

先にコロナ、今、予防接種のほうも始まっておりますけれども、私、個人的に思うんですが、やっぱり自分の免疫力を高めるという形でいつも栄養のある物を食べたりとか、健康づくり、先ほど市長も言われたみたいに運動をやったりとか、自分の免疫力を上げるのがまず先決じゃないかなと私は思っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

低所得の子育て世帯に対する生活支援について。

長引くコロナ禍で生活に困る子育て向けに、政府は3月、ひとり親に加え、初めてふたり親にも子ども一人当たり5万円の給付金を配る方針を決定されました。多くの自治体は既にひとり親世帯への給付金を支給しているとお聞きしますが、本市においては、国の給付金以外にも市独自のひとり親世帯への追加支援を行っていることに、ひとり親世帯への温かさを感じています。

しかし、6月初めの大手新聞には、低所得のふたり親世帯への国からの給付金はいまだに届いてなく、手続きを待つ間にじりじりと暮らしが追い込まれる実情が掲載されていました。低所得のふたり親の子どもは、両親がいれば何とかなるだろうと見られがちで、これまでの支援制度のはざまに置かれた部分もあったのではと私は思います。

そこでお伺いします。

1、国からのふたり親世帯への給付金のめどについて。

2、コロナの影響で家計が急変した世帯への給付金について。

3、生活困窮者向けの国の新たな支援金と整合について。

2項目め、多胎児育児家庭の現状とその支援について。

およそ100人に1人の妊婦さんが双子や三つ子などの多胎児ママになっていると言われます。妊娠中の母体への負担はもちろんですが、出産後の授乳、おむつ換え、お風呂、寝かしつけなど、多胎児の育児は赤ちゃん1人と比べて2倍以上、心身の負担は想像を絶すると思います。双子・三つ子の多胎児の家庭は外出するだけでも一苦勞で、家庭の支援が受けられない場合は育児によるストレスも増大してきます。

最近是不妊治療の影響もあって発生率が上がることも分かってきており、国においても新しい支援策を設ける動きが見られるようになりました。

そこでお伺いします。

1、本市の多胎児育児家庭の現状について。

2、双子・三つ子家庭への支援の必要性について。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君の質問項目1、低所得子育て世帯に対する生活支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）低所得の子

育て世帯に対する生活支援についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、今回、国は低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、これまでの対象であったひとり親に加え、初めて住民税均等割が非課税のふたり親世帯にも、子ども一人当たり5万円を給付することを決定しました。これは、令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（令和2年度繰越し分）を財源とし、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分について、このたび通達がなされたところです。

本市としてはこれに先立ち、低所得のひとり親世帯への給付を5月に支給していることもあり、併せてふたり親世帯にも非課税世帯を想定し、支給事務手続きの準備を進めていたところです。このたび支給対象の世帯等について新たに示されたことを受け、システムの委託事業者と仕様に基づいたシステム導入改修を実施し、7月中旬には構築後のシステムが提供される見込みですので、できるだけ早急に給付に係る事務処理を実施する予定です。目標として、支給する旨を対象者に通知後、一定期間内に受給拒否届出がなければ口座振込を行う積極支給については、最短で7月下旬をめどとし、対象のふたり親世帯に給付していきたいと考えています。

コロナの影響で家計が急変した世帯への給付金については、今回、国が提示するふたり親世帯における家計急変者とは、令和3年1月1日以降、急激に収入が低下している世帯となっています。具体的には、令和3年度の住民税均等割非課税世帯だけではなく、実質的に住民税均等割非課税世帯と同等の世帯を想定しています。つまり、コロナの影響で、

直近の収入が非課税相当の水準に下がった世帯に対しても、子ども一人当たり5万円を支給するものです。

本市の取組状況としては、まずひとり親世帯の低所得の子育て世帯のうち、令和3年4月分の児童扶養手当受給者に対しては、既に5月に事実上の申請不要で支給を終えていますが、現在は児童扶養手当を受給していないものの、コロナの影響により一定の制限額以下の家計急変者や、5月以降の新規児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者からの給付金申請を受けているところです。随時、月末までに申請があった方については翌月中の支給を予定しており、窓口業務を進めています。

また、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯のうち、支給要件である住民税均等割が非課税の方以外の家計急変者についても、さきのふたり親世帯へのシステム改修後となる7月以降に同様に申請を受け、随時支給していく予定です。

そして、生活困窮者向けの国の新たな支援金についてですが、これは社会福祉協議会が実施する特例貸付けにおける総合支援資金の再貸付けを受け、終了した世帯等に対し、3カ月間、世帯人数に応じた額を支給するもので、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業とは別の生活支援です。本市では対象となる179世帯に個別通知を送付し、支給要件等を周知していきます。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君、再質問ありますか。

2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ご答弁どうもありがとうございます。現在の進捗状況と今後の見通しについてよく分かりました。

それでは、何点か再質問させていただきたいんですけども、ただ今、答弁を頂きましたので、私が心配していた6月2日の新聞にあ

ったように、ふたり親世帯への給付金については、国から詳細な説明がないため、システム業者とくわちりとした話ができていないとか、スケジュールが立てられないといった自治体の声が掲載されていましたが、本市は大丈夫と思ってよろしいでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）6月のはじめに国から正式な通達がありました。それに準じて現在、事務をこども課で進めております。令和3年1月1日以降の家計急変者などにおいては申請が必要なんですけれども、その対象者については随時、受付を来年の2月まで続けてまいります。

委託業者とのシステム改修が7月中旬には完了するかと思うんですけれども、それができれば事実上、申請不要となる積極支給の方については、これまでのひとり親家庭と同様に受給拒否の届出があった方以外は、児童手当や特別児童扶養手当の口座に給付できるものと考えております。

限られた情報の中であらゆる想定をしながら事務の準備を進めておりますので、できる限り速やかに給付できるよう努めてまいります。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。国からこのような生活支援をしていただくと報道されれば、対象の子育て世帯は、一日でも早くやっぱり給付金を出してほしいと思っていると思うんです。そこをよろしく願いします。

これから二つ目の質問なんですけれども、5月に支給したと答弁がありましたひとり親世帯への生活支援と合わせ、今回、ふたり親世帯を含む国による低所得の子育て世帯への生活支援については、本市では何%ぐらいの子どもが給付対象になる予定になっていますで

しょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）事実上の申請不要で、5月に児童扶養手当の口座へ支給したひとり親世帯の子どもの支給が808名、514世帯でございました。今回の児童手当などの口座へ直接に積極支給を予定している住民税均等割の非課税であるふたり親世帯の子どもの支給は、現時点では約450名、約220世帯と見込んでいます。これに高校生を扶養している住民税均等割非課税世帯や、今年1月以降に家計が急変して自己で申請していただかなければいけない件数が加わるようになってきます。これについて件数については把握し切れないところではあるんですけれども、随時受付を来年2月までの期間の間に受け付けていかせていただきまして、家計急変者の申請数によっては数値の幅がありますが、市内の18歳までの子どもを約9,000人とすると、全体で1,500人から1,800人ぐらい、率で言うと17%から20%ぐらいが対象になるのではないかというふうに見込んで業務を進めております。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。申請期間がまだ半年以上あるということなので、ただ、今答弁を受けて三つ目の質問をさせていただきたいんですけども、家計が急変した場合は自己申請になるとありましたが、どのように家計急変者であると判定をしてくるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）家計急変者というのは、令和3年1月以降の所得についてになります。令和3年度の住民税非課税世帯については、この6月に所得が確定して住民税が確定したところではあるんですが、これについては令和2年中の所得になりますの

で、年が明けて令和3年1月以降の所得におきましてその任意の1カ月、給料明細などにおいて1カ月の収入によって経済状態を推定して、家計急変と該当するかどうかということをお判断させていただきます。具体的には、令和3年度の住民税均等割が課税世帯であったにしても、コロナの影響で今年1月以降の収入が減少もしくは低下したという申出があった方については、その減少した任意の1カ月、令和3年1月以降における給料明細等で確認させていただいて、その額が収入額を12カ月に換算した年収の見込額が、住民税均等割の非課税世帯の基準額を満たすか満たさないかで審査することとなります。

また、個人事業者などにつきましては、年収の見込額から経費を控除した年間所得見込額が同じく非課税相当とみなされるかどうかというところで判断基準とさせていただきますこととなります。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。コロナの影響で給料が減ったとかいう方は、私も何人も知っていますので、よろしく願います。

続いて質問をさせていただきます。

コロナの影響で生活が苦しくなった子育て世帯は市内にもたくさんあると思うんですけども、自己申請が必要など支援が必要な世帯に抜け目なく給付金を届けるという点で、申請もれがないようにしてほしいと思うんですが、市民にはどのようにお知らせする、周知をしていってくれるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）今回のふたり親世帯への給付につきましては、国のほうから今まで3回、ひとり親の家庭については給付がございました。市単独事業としても1回させていただいているところではあるんで

すけれども、それは全てひとり親世帯への給付でございました。今回、ふたり親の低所得の世帯へ給付するという事は、かなり画期的なお話だと思います。それにつきまして、議員おっしゃるとおり抜け目なく周知をしていかなければならない。申請もれがあったということがないように市民にさせていただきたいというのは、私どもも思っているところでございます。

広報の7月号におきまして、まず1回目の広報をさせていただきます。そのほか市のホームページであったり、市の公式LINE、LINE@でありましたり、保健福祉センター内に掲示をさせていただいたり、それから直接、保育園、幼稚園、こども園などにもポスターを貼ったり、リーフレットの掲示をすることを依頼いたします。

また、こども課から乳幼児・小学生・中学生医療費受給者証の更新の時期の郵送に合わせて、チラシの同封を予定しています。今回、高校生を扶養している世帯についても対象となってきますが、これにつきましては和歌山県から各高等学校を通じてチラシの配布があるというふうに聞いております。これらのいろんな手段によって幅広く今後周知していきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。今回は子育て世帯への生活に直結する給付金です。大事なお知らせはいろんな媒体を使って市民に周知して行ってほしいと思います。よろしく願います。

それでは、最後の質問をさせていただきますけれども、コロナの終息が見えない中、生活に苦しんで、子育て世帯の支援について、引き続き市はどのように取り組んでいこうと考えているのか、市の見解をお聞かせください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）今後、また国からの支援策が継続してあるようであれば、またその通知、支援策に基づいて、これまでどおり可能な限り対応していきたいと考えております。

それから、現在、コロナが長引くことによって育児疲れであったりとか、気分が沈んでいる保護者の方もたくさんいらっしゃると思います。やっぱりメンタルのフォローであったりとかいうのが必要な親御さんもおられると思うので、そういう方につきましては、保育園、幼稚園、こども園、それから子育て支援センター等へ相談に行つて、悩みの相談に乗らせていただくというような支援の協力を求めていきたいなと思っております。

それから、橋本市としては子育て世帯に限らずに、現在、健康福祉部が中心に全庁的に新型コロナワクチンの接種を進めておりますが、こども課では生活支援特別給付金の随時受付や子育て世代包括支援センターによって家庭への支援などを行っておりますので、これについては引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご協力よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。今回は、国の支援策が地域の低所得の子育て世帯に行き届いてないのではないかという報道を目にしたので質問させていただいたんですけども、本市においては国の給付金以外にも、5月の大型連休前に市独自でひとり親世帯へのつなぎ支援として実施していただいたこと、子育てを応援する議員として敬意を表します。ありがとうございます。

担当課の職員の皆さんは日々ご尽力されていると思いますが、引き続き子育て支援の提供に取り組んでいただきますようよろしくお願ひします。

一つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、多胎育児家庭の現状とその支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）多胎育児家庭の現状とその支援についてお答えします。

まず、一点目の多胎育児家庭の現状ですが、議員おただしのように、およそ100人に1人の妊婦さんが双子や三つ子などの多胎児ママになっていると言われております。しかし、本市が把握している多胎児家庭については、転入も含み、令和2年度1組、令和元年度は5組、平成30年度は4組、平成29年度は2組、平成28年度は7組、平成27年度は2組となっております、必ずしもその数値に合うものではなく、年によってばらつきがあります。

次に、二点目の双子・三つ子家庭への支援の必要性ですが、議員おただしのように、多胎児の妊娠・出産・育児は1人の子どもを育てるよりも大変で、妊娠が分かってもうれしさよりも戸惑いや不安のほうが大きいのが現状です。また、育児においても同時に複数の子どもの育児を行わなければならない、1人の子どもの子育てとは様々な点で違います。

平成10年度に学生実習の一環で、双子を育てる保護者の実態把握のために意見を聞く機会を設けた際にも、心身ともに疲れている保護者の実態が明らかになり、「外出自体が大変で教室や親子サークルなどに行きたくても行けない」、「頑張ってサークルに参加しても、悩み自体が違うので理解されなかったり、母同士交流したくても、子ども2人が同時に動くので話もできない」など、周囲の理解や支援がない中での子育ての苦しさも浮き彫りになりました。そのため、翌平成11年4月より

保育士経験のある方や双子の子育て経験のある方がピアサポートとしてボランティアで協力してもらい、多胎児とその保護者が安心して参加できる多胎児のための交流会を月に1回実施してきました。多胎児交流会の参加者は、子どもたちが保育所に入所した後も多胎児を育てる環境の厳しさを理解してくれているため、母の会として残ってくれ、交流会の支援を継続してくれています。

その後も、母子保健推進委員会・ヘスティア・ほっとシッターなど、子育て支援の団体にも協力を得て交流会を実施してきましたが、ここ数年は出生数が減少傾向にあり、また、多胎児の出生にばらつきがあることや、育児休業後すぐに仕事に復帰するため、早期に保育所へ入所させる方々も増えてきていることから、交流会の出席も減少してきています。そのため、交流会を必要最小限での開催とし、支援の仕方を現状と合った方法に変えています。

戸惑いの大きい妊娠早期からの支援となるため、妊娠届出の段階で多胎児交流会「ツインパイプ」の案内を渡すことはもちろんですが、LINE交換による情報共有や、希望者には母の会のメンバーが保健師同伴の上、家庭訪問し、育児のアドバイスもしています。

さらに、今年度4月より実施している産後ケア事業は多胎児も対象としています。

今後も早期に支援を開始し、安心して妊娠・出産・育児ができる体制を充実させていきたいと考えます。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君、再質問ありますか。

2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。妊娠期から様々な支援を実施していただいていることがよく分かりました。双子育ての経験のある方がピアサポートでボラン

ティアとして協力していただけることは、多胎児を育てる保護者にとって本当に頼りになると思います。ボランティアの皆さまには引き続きご支援を頂きますよう、またよろしくをお願いします。

それでは、一つ目の再質問なんですけども、今後、その支援を広げる上で、ファミリーサポートセンターへの登録と啓発は考えていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）まず、双子・三つ子の多胎児のお母さんについては、特に初めての出産の場合でしたら、より大変であると本当に認識しています。初めての出産・育児に奮闘する新米ママは、子どもの成長の喜びとともに不安やご苦労が大きいと考えます。それぞれの家庭の状況を把握して、その状況に合わせて支援を組み立てていきますので、その中にファミリーサポートセンターの登録などの啓発も入れていく予定です。

今、特に核家族ですとか、パパ・ママのご両親が近くに住んでないとかって、そういう環境にあられる方が非常に多いと思いますので、このようなサポートセンターの力をお借りするという事は非常に重要だと思いますので、今後、そのような啓発にも取り組んでまいります。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。ファミリーサポートセンターへの登録への啓発は実行していただきたいと思います。先ほど答弁でも頂いた支援のほかにも、養育支援訪問、保護者の養育を支援することが特に必要と認められた家庭に対して、家事援助や育児支援をする事業、またヘスティアの訪問。これは支援の必要な家庭に、家庭教育のヘスティアのメンバーが訪問して支援する事業もあると思うんですけども、こういった支援も

多胎児を持つ家庭には本当に心強い支援だと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問なんですけども、多胎児の支援は一般支援と違うと思うんですけども、担当保健師向けに研修等を考えていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）研修などについてなんですけども、まずは保健師は今までいろいろな経験に基づいて、いろいろ支援をしたりですとか助言をしたりということはさせてもらっています。その家庭その家庭の事情に寄り添ってお話を聞いたり、また相談を受けたり、それから、こういうことを提案したりとかということを取り組んでいっていると思うんですけども、確かに議員がおっしゃるように、研修というのもまた向上のためには必要となってくるかと思えます。

多胎児支援の研修会という研修の機会が非常に少ないようです。一般社団法人日本多胎支援協会から出ている「多胎育児のコツと心得」というのを学習して、支援の際の参考にさせていただいているということです。

先ほど申しましたように、件数が橋本市では1桁台の件数で推移しているところではあるんですけども、確かに支援を必要とされているご家庭というのはどの方もそうだと思いますし、今後もまた勉強して支援を続けていきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君。

○2番（垣内憲一君）ありがとうございます。実は、私の妹も二胎児というか双子というか一卵性のあれで、小さいときから両親が本当にご飯を食べるのもやっぱり2人を食べささなあかんとか、お風呂も入れらなあかんとか、そういったことをずっと私も目にしてきましたので、やっぱり今、橋本市にもいろんなこういうふうな事業をやっているん

で、一人でも多くの皆さんに「こういったことがあるよ」と知っていただける意味でも、私、今回、一般質問をさせていただいたんですけども、今後とも常に行政としてどんなサービスができるかということを考えながら、これからも頑張っていたきたいと思えますので、どうかよろしくお願いします。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）2番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、2時35分まで休憩いたします。

（午後2時18分 休憩）